

判例評釈  
〔商事判例研究〕

早稲田大学商法研究会

## 72 勧誘内閣府令違反による委任状勧誘と株主総会決議取消事由の有無

(平成16年(ワ)第24398号、株主総会決議取消請求事件、東京地裁平成17年7月7日民事8部判決、棄却(確定)) 判時1915号150頁

清水 真人

### 【事実の概要】

Y(株式会社日本エム・ディ・エム)は資本金18億2640万円、発行済株式総数1853万3116株、平成16年5月31日(期末)現在において議決権を有する株主数7146名(議決権数18万4245個)の東証一部上場会社である。XはYの株主であり、同日現在、Yの株式4万4278株(議決権数442個、総議決権数の約0.24パーセント)を保有していた。

Xは、Yの第32回定時株主総会(以下「本件株主総会」という。)開催に先立ち、Yに対し社外取締役2名選任につき株主提案を行った。

平成16年8月3日、Yはその株主全員に対し、本件株主総会の招集通知と共に、株主総会参考書類および議決権行使書を送付した。当該参考書類には、X提案の社外取締役2名選任に関する第5号議案の提案理由及び取締役会の同議案に反対する旨の意見が記載されていた。また、議決権行使書には、議案ごとに株主の賛否を記載する欄が設けられていると共に、「各議案につき賛否の表示をされない場合には、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。」との表示がなされていた。

---

\* 本判決の評釈・解説としては、大塚和成「判批」銀行法務21 660号44頁(2006)、酒井太郎「判批」判時1934号205頁(2006)、佐藤智晶「判批」ジュリ1329号115頁(2007)、新山雄三「判批」判タ1258号57頁(2008)、岩倉正和ほか編『企業法務判例ケーススタディ300【企業組織編】』289頁〔坂元正嗣〕(金融財政事情研究会、2008)、神田秀樹ほか編『金商法実務ケースブックI判例編』396頁(商事法務、2008)等がある。

同月 6 日、X は Y の株主に対し、委任状の用紙及び X 提案の第 5 号議案に関する提案の趣旨・意図等を記載した参考書類を送付して、本件株主総会における議決権行使について X に委任するよう勧誘を行った。

その後、Y は、Y の取締役及び Y の従業員（以下「Y 側勧誘者」という。）を通して、Y の一部の株主（以下「本件株主」という。）に対し、本件株主総会における議決権行使について、Y の希望する株主（以下「Y 希望株主」という。）に対し委任するよう勧誘した。その際、Y 側勧誘者が本件株主に対して送付又は交付した委任状（以下「本件委任状」という。）の用紙には議案ごとに被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられていなかった。また、Y 側勧誘者は本件株主に対し議決権の代理行使の勧誘を行う際、勧誘者の氏名や、勧誘者が会社又はその役員である旨を記載した参考書類を送付又は交付しなかった。本件株主に対する勧誘の方法としては、①本件株主に対して、本件委任状を送付して勧誘する方法、② Y 側勧誘者が、本件株主の自宅を訪問して本件委任状を交付して勧誘する方法、③上司である Y 側勧誘者が Y 社内において本件株主でもある Y の従業員らを集め、同人らに対し口頭で委任状の趣旨を説明して勧誘する方法が用いられた。

本件株主のうち、Y 希望株主に対し議決権行使を委任した株主の議決権数は 2 万 6391 個（出席議決権数の約 17.9 パーセント）であり、そのうち委任状と別途又は同時に議決権行使書を送付した株主の議決権数は 2 万 5592 個（出席議決権数の約 17.4 パーセント）、委任状のみを送付した株主の議決権数は 799 個（出席議決権数の約 0.5 パーセント）であった。

同月 20 日、Y は本件株主総会を開催し、第 1 号議案（第 32 期利益処分案承認の件）、第 2 号議案（定款一部変更の件）、第 3 号議案（取締役 7 名選任の件）、第 4 号議案（ストックオプションとして新株予約権を発行する件）、第 5 号議案（社外取締役 2 名選任の件）について、それぞれ決議（以下「本件各決議」という。）を行った。その際、議決権行使の委任を受けた各株主の代理人は、①議決権行使書に Y 提案の第 1 号から第 4 号議案については「賛」、X 提案の第 5 号議案については「否」の表示をした株主分、及び②議決権行使書の賛否の欄が空欄であった株主分については、いずれも Y 提案の第 1 号から第 4 号議案については賛成し、X 提案の第 5 号議案については反対する旨の議決権行使をした。

また、③議決権行使書において第 1 号から第 5 号議案のいずれについても「賛」の表示をした株主 1 名分（議決権数 1 個）、④議決権行使書において第 3 号議案につき候補者番号「7」を除く候補者につき「賛」の表示をするなどした株主 1 名分（議決権数 18 個）、⑤委任状のみを送付した株主分についても、各株主の代理人は、Y 提案の第 1 号から第 4 号議案については賛成し、X 提案の第 5 号議案については反対する旨の議決権行使をした。

その結果、Y提案の第1号から第4号議案は原案通り承認可決され、X提案の第5号議案は否決された。ただし、第5号議案の賛否は、賛成が3万7625個、反対が10万9566個で、賛成が10パーセント以上あった。

Xは、本件株主総会のためにYが行った議決権の代理行使の勧誘について、①必要事項を記載した参考書類を交付しなかったことは、証券取引法194条、証券取引法施行令36条の2第1項、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（以下「代理行使勧誘内閣府令」という。）1条1項1号又は2号に違反し、また②本件委任状の用紙に議案ごとに被勧誘者が賛否を記載する欄が設けられていなかったことは、証券取引法194条、証券取引法施行令36条の2第1項・5項、代理行使勧誘内閣府令10条（現在の代理行使勧誘内閣府令43条）に違反することから、これらの違反は平成17年改正前商法247条1項1号（会社法831条1項1号）に規定する総会決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正な場合に該当するとして、Yに対し本件各決議の取消を求めた。

### 【判旨】X請求棄却

#### （1）決議の方法の法令違反について

「代理行使勧誘内閣府令1条1項及び10条の規定は、委任状の様式及び議決権の代理行使の勧誘に際し交付すべき参考書類の記載内容を定めるものであるが、政令で定めるところに違反した方法による株主総会における議決権の代理行使の勧誘を禁止する証券取引法194条の規定の委任を受けて定められたものであるから、議決権の代理行使の勧誘を行う者が勧誘に際して守るべき方式を定めた規定というほかない。そして、議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって、株主総会の決議の方法ということはできないから、代理行使勧誘内閣府令の規定をもって、株主総会の決議の方法を規定する法令ということとはできない。

したがって、本件において代理行使勧誘内閣府令1条1項又は10条に違反する事実が認められるとしても、この事実をもって商法247条1項1号が規定する決議の方法が法令に違反する場合に該当するということとはできない」。

#### （2）決議の方法の著しい不公正について

##### （i）所定参考書類の不交付について

「Y側勧誘者が、本件株主に対し、議決権の代理行使の勧誘の際、所定参考書類を交付又は送付しなかったことは一(4)のとおりであり、この事実は、代理行使勧誘内閣府令1条1項に違反するものといえることができる。しかしながら、一(3)イのとおりY側勧誘者の訪問により代理行使の勧誘を受けた株主については、Y側勧誘者からの口頭の説明で勧誘者がY又はYの意向を受けた者であること

を理解していたと推認することができ、また、同アのとおり委任状の送付により代理行使の勧誘を受けた株主については、X からの議決権の代理行使の勧誘の後に、Y から本件委任状が送付されたという経緯に加え、取締役会として第 5 号議案につき株主提案に反対する旨が株主総会参考書類に記載されていたことにより、Y 希望株主が Y の意向を受けた者であることを承知して議決権の代理行使を委任したものと推認することができる。これらの事実によれば、議決権の代理行使の勧誘の際、Y 側勧誘者による所定参考書類の交付等がなかったことから、本件株主において、議決権の代理行使の委任の可否を判断するための情報開示が欠けていたということとはできない。」

(ii) 委任状における議案ごとの賛否欄の不記載について

「Y 側勧誘者が、本件株主に対して送付又は交付した委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられていなかったことは一(4)のとおりであり、この事実は、代理行使勧誘内閣府令10条に違反するものといえることができる。しかしながら、本件株主総会の招集通知とともに Y 株主全員に対して送付された議決権行使書の用紙には議案ごとに株主の賛否を記載する欄が設けられており、委任状と別途又は同時に議案ごとに賛否を表示した議決権行使書の送付を受けた株主分については、2名の株主分を除き、各株主の代理人において、その議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使をしたことは、一(1)及び(6)のとおりであり、これらの株主分については、本件委任状の用紙に議案ごとの賛否欄が設けられていなかったことをもって、議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったということとはできない。また、委任状と別途又は同時に議案ごとの賛否の表示のない議決権行使書の送付を受けた株主分についても、各株主の代理人において、Y 提案の第 1 号ないし第 4 号議案については賛成の、X 提案の第 5 号議案については反対の議決権の代理行使をしたことは一(6)のとおりであるが、議決権行使書に『各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。』旨表示されていたことを考慮すると、これらの株主分について、上記の議決権の代理行使が株主の意思に反していたということとはできないから、本件委任状の用紙に議案ごとの賛否欄が設けられていなかったことをもって、議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったということとはできない。

そうであれば、議決権の代理行使が必ずしも議案ごとの株主の意思に基づいていたということができないのは、本件株主のうち、委任状のみを送付した株主分（議決権数は799個、出席議決権数の約0.5パーセント）及び議決権行使書の賛否の表示とは異なる議決権の代理行使がなされた株主分（議決権数19個、出席議決権数の

約0.013パーセント)にすぎず、これをもって本件各決議の成否に影響を及ぼすものということができない。」

(iii) 「以上によれば、Yによる議決権の代理行使の勧誘について代理行使勧誘内閣府令1条1項又は10条に違反する点は認められるものの、議決権の代理行使が必ずしも株主の意思に基づいていたということができないのはわずかにとどまり、議決権の代理行使の勧誘の瑕疵は本件各決議の成否に影響を及ぼすものではないから、本件各決議における決議の方法について著しい不公正があるということとはできない。」

## 【研究】

### 1 本判決の意義

本判決は、証券取引法194条（金融商品取引法194条）および同条を受けて規定されている証券取引法施行令（金融商品取引法施行令）36条の2以下および代理行使勧誘内閣府令（これらの法令をまとめて、以下「委任状勧誘規制」という。）は平成17年改正前商法247条1項1号（会社法831条1項1号）にいう株主総会の決議の方法を規定する法令に該当するか否かという、従来から学説上争いがあった点について裁判所として初めて判断を示した点に意義がある。また、書面投票制度採用会社が重ねて委任状勧誘を行い、その際に委任状勧誘規制に違反した場合につき、裁判所が当該事案の具体的事情を考慮しながら決議の方法が著しく不公正な場合に該当するか否かを判断した点も重要である。書面投票制度採用会社が委任状勧誘を重ねて行った際に委任状勧誘規制に違反する事例は委任状争奪戦の増加と共に今後も問題になると予想されることから、どのような場合に決議取消事由に該当するかについて、裁判例の蓄積が重要であると思われるからである。

### 2 委任状勧誘規制は株主総会の決議の方法を規定する法令に該当するか否か

#### (1) 本判決の立場および従来からの学説

本判決は、「議決権の代理行使の勧誘は、株主総会の決議の前段階の事実行為であって、株主総会の決議の方法ということとはできないことから、代理行使勧誘内閣府令の規定をもって、株主総会の決議の方法を規定する法令ということとはできない。」として、委任状勧誘規制違反それ自体は決議取消事由にはならないと判断した。委任状勧誘規制が株主総会の決議の方法を規定する法令に該当するか否かについては従来から学説上争いがあり、通説は、①委任状勧誘規則は取締役法規である証券取引法の附属法規にすぎず、効力規定と解することはできないこと<sup>(1)</sup>、②委任状勧誘規制は勧誘者が勧誘に際して守るべき方式を定めたもの<sup>(2)</sup>にすぎず、議決権の代理行使の勧誘は総会決議の前段階の事実行為にすぎないこと<sup>(3)</sup>、

③議決権の代理行使の勧誘は会社法上強制されず、委任状勧誘を行うかどうかは会社<sup>(4)</sup>の裁量に委ねられていること等を理由に、委任状勧誘規制は総会決議の方法を規定する法令に該当せず、したがって委任状勧誘規制違反それ自体は決議取消事由にならないと解していた。ただし、会社が不備または虚偽記載のある委任状の用紙または参考書類を交付して勧誘を行った場合は著しく不正な決議がなされたものとして決議取消事由になりうるとの見解や、委任状勧誘規制違反により著しく不正な決議がなされたと認められる場合には取消事由になるとの見解も存在した<sup>(6)</sup>。

他方、会社が委任状勧誘規制に違反した場合は、その事自体が当然に決議取消事由になるとの見解も有力に主張された<sup>(7)</sup>。有力説はその理由として、①証券取引法194条および委任状勧誘規則は実質的意義における会社法の一部であるから、商法の規定との間に効力面で差を設けるべきでないこと、②議決権の代理行使の勧誘も会社がこれを行う場合には総会決議成立のための手続の一部を構成し、委任状機構全体が「決議の方法」に含まれること、③委任状勧誘規制に違反する行為の私法上の効力を否認しなければ、委任状勧誘の弊害を防止し、委任状勧誘規制の実効性を確保することはできないことを挙げていた<sup>(8)</sup>。

以上の議論が展開された当時は、委任状勧誘は総会決議の定足数確保のために会社が行う場合がほとんどであり<sup>(9)</sup>、委任状勧誘を行うかどうか、どの議案につい

- (1) 石井照久『会社法上巻商法II』247頁(勁草書房、1967)、田中誠二『会社法詳論(上巻)』517頁(勁草書房、三全訂版、1993)、田中誠二ほか『再全訂コンメンタール証券取引法』1139頁(勁草書房、1996)
- (2) 大森忠夫「議決権」田中耕太郎編『株式会社法講座第三巻』934頁(有斐閣、1956)
- (3) 境一郎「株式会社における議決権の代理行使の勧誘に就いて」神戸商科大学商大論集7号77頁(1951)
- (4) 今井宏『議決権代理行使の勧誘』89頁(商事法務研究会、1971)
- (5) 菱田政宏『株主の議決権行使と会社支配』108頁(酒井書店、1960)、矢沢淳「議決権の代理行使」会報119号36頁(1961)
- (6) 今井・前掲注(4)90頁、大隅健一郎=今井宏『会社法論 中巻』67頁(有斐閣、第三版、1992)
- (7) 龍田節「株式会社の委任状制度—投資者保護の視点から—」インベストメント21巻1号8頁、36頁(1968)
- (8) 龍田・前掲注(7)36頁、渋谷光子「商法の規制と証券取引法の規制」証券研究57号242頁、246頁~251頁、浜田道代「委任状と書面投票」河本一郎先生還暦記念『証券取引法大系』256頁(商事法務研究会、1986)。ただし、あらゆる規則違反が決議取消事由となるわけではなく、届出義務違反、瑣末または形式的な違反は決議取消事由に該当しないとする。龍田・同36頁、渋谷・同247頁
- (9) 龍田節「株主総会と委任状の機能」証券研究57号130頁、135頁(1979)



て委任状勧誘を行うかの判断は会社の裁量に委ねられていた。また、証券取引法を商法とは異質の取締法規と見る商法・証券取引法峻別論が両法の関係を論じる際の前提とされていた。さらには、昭和24年から30年にかけて経済界の要望を受け委任状勧誘規制が緩和されていったという経緯もある<sup>(10)</sup>。このような当時の状況の下では、商法・証券法峻別論を前提に、総会決議の成立を如何に確保するかが解釈上重要であったと思われる。

しかし現在、議論の前提となる状況は大きく変化している。第一に、総会決議の定足数確保は書面投票で行われるようになり<sup>(12)</sup>、委任状勧誘は会社支配権を巡って経営陣と第三者との間で争いが生じている場面で行われるようになってきている点である<sup>(13)</sup>。そこで委任状争奪戦の場面も念頭に置いて会社および会社以外の第三者が委任状勧誘規制に違反した場合それぞれにつき、その効果を論じる必要がある。第二に、昭和56年商法特例法改正により書面投票制度が導入され委任状勧誘制度と併存していることから、書面投票制度に違反した場合の効果とのバランスに配慮しながら委任状勧誘規制違反の効果を考える必要がある。第三に、委任状勧誘制度は大規模公開会社において会社法と金融商品取引法が交錯する分野としてそのあり方が論じられていることから<sup>(14)</sup>、その理論的背景を踏まえ委任状勧誘規制違反の効果を考える必要がある。以下、これらの点につき順に検討する。

## （２） 委任状争奪戦の場面における委任状勧誘規制違反

会社支配権を巡って経営陣と第三者との間で委任状争奪戦が展開される場合、委任状勧誘段階の戦略が株主総会決議の方向性に大きく影響すると言われて<sup>(15)</sup>いる。そこで、委任状争奪戦に際して株主に対し正確かつ十分な情報開示がなさ

(10) 鈴木竹雄＝河本一郎『証券取引法』44頁～45頁（新版、有斐閣、1984）、上村達男『会社法改革』64頁～65頁（岩波書店、2002）

(11) 昭和24年には受任者の指示遵守義務および株主の反対提案権が廃止された。また、昭和30年には勧誘資料の事前審査制が廃止された。これらの経緯については、龍田・前掲注（7）13頁～16頁を参照。

(12) 松山暹『敵対的株主提案とプロキシファイト』11頁、43頁（商事法務、2007）、三浦亮太ほか『株主提案と委任状勧誘』25頁～26頁（商事法務、2008）

(13) 太田洋『株主提案と委任状勧誘に関する実務上の諸問題』商事1801号25頁（2007）

(14) 上村・前掲注（10）56頁、156頁、神田秀樹ほか「座談会 会社法と金融商品取引法の交錯と今後の課題〔下〕」1823号20頁〔神田秀樹発言〕（2008）、松尾直彦「金融商品取引法制の制定過程における主要論点と今後の課題〔Ⅲ・完〕」商事1825号25頁（2008）、江頭憲治郎「会社法制の将来展望」上村達男編『企業法制の現状と課題』124頁～125頁（日本評論社、2009）

(15) 西本強「株主提案・委任状争奪戦にまつわる法律上の諸問題と実務上の戦略」江頭憲治郎ほか『株主に勝つ・株主が勝つ－プロキシファイトと総会運営－』156頁以下（商事法務、

れ、株主がそれらの情報に基づき簡便な方法で議決権代理行使の指図を行えることが重要となる。それにより、総会決議の公正な成立を確保することができるからである。そこで、委任状勧誘にあたっては委任状の用紙および参考書類の交付が義務付けられ（金商法施行令36条の2第1項）、参考書類の記載事項は議案の内容ごとに詳細に定められ（勧誘府令2条～40条）、また委任状の用紙には議案ごとに賛否を記載する欄を設けなければならない（金商法施行令36条の2第5項、勧誘府令43条）さらに勧誘者は、虚偽記載があり、または重要事項につき誤解を生じさせないために必要な重要事実の記載が欠けている委任状の用紙、参考書類を用いて委任状勧誘を行ってはならないとされている（金商法施行令36条の4）。委任状争奪戦が激しくなるにつれ、これらの規定に対する違反も多くなることから、総会決議の公正な成立を確保するために、これらの規定の実効性を如何に確保するかが問題となる。

会社がこれらの規定に違反して委任状勧誘を行い、議決権の代理行使を行おうとする場合には、委任状勧誘規制の実効性を確保するために、株主は違法行為差止請求権を行使することができるとの見解が有力である。すなわち、監査役設置会社および委員会設置会社においては6か月前（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）から引き続き株式を有する株主は、取締役（委員会設置会社の場合は執行役も）が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘を行い、それにより会社に回復することができない損害が生じるおそれがある場合には、当該委任状勧

---

2008)

(16) 龍田・前掲注(7)133頁。また、委任状争奪戦の場面において株主に正確かつ十分な情報開示がなされることにより、株主の投資判断の適正性を確保することができる。神崎克郎「委任状規制とディスクロージャー」証券研究57号162頁(1979)

(17) 今井・前掲注(4)77頁

(18) また委任状勧誘規制は、委任状勧誘者が株主総会で濫用的な議決権行使を行うことにより株主に不当な影響を与える危険性を防止する上でも重要であると言われている。山下元利『改正証券取引法解説』207頁(税務経理協会、1948)、野村證券株式会社法務部編『注釈証券取引法』1343頁(有斐閣、1997)、太田洋「委任状勧誘に関する実務上の諸問題」証券取引法研究会編『証券・会社法制の潮流』222頁(日本証券経済研究所、2007)。現行会社法では、役員解任決議の要件(会社法341条)および特別決議の定足数(会社法309条2項)は従前よりも緩和されていることから、委任状争奪戦後の議決権の代理行使の段階で、役員を選任および定款変更・合併・事業譲渡等が濫用的に行われ、その結果、株主に不当な影響が及ぼされる危険性は従来よりも高くなっていると言えるであろう。

(19) 龍田教授は、委任状勧誘規則違反の勧誘により株主総会の公正な意思形成が妨げられることが回復することのできない損害に該当すると主張する。龍田・前掲注(7)34頁～35頁。また太田弁護士は、株主総会の公正な意思形成が妨げられる結果、会社経営が規律を失い、中長期的に見て会社の企業価値の減少等の財産的損害を蒙ることになる抽象的なリスク



誘行為、当該勧誘行為を経て開催される株主総会における議案上程行為、当該勧誘行為を経て行われる株主総会開催、議決権の代理行使の差止めをそれぞれ請求することができ（会社法360条1項・3項、422条1項）、さらに当該差止め請求権を被保全権利とする株主総会開催禁止・決議禁止の仮処分および議決権代理行使禁止の仮処分の申立（民事保全法23条2項）を行うことができると解されている<sup>(21)</sup>。裁判所の緊急停止命令（金商法192条）および罰則（金商法205条の2第2号）による委任状勧誘規制の実効性確保にはほとんど期待できない以上、これらの事前の是正手段は極めて重要である。

そして、これらの事前の是正手段により総会決議の公正な成立を確保する必要があると考えるならば、会社が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘を行い議決権の代理行使が行われた場合には、その事自体が総会決議の公正な成立を妨げたものと評価することができるであろう。このような場合には当該決議を事後的に是正する必要がある。以上の理由から、議決権の代理行使の勧誘は総会決議の前段階の事実行為にすぎないとする本判決の立場は妥当でなく、総会決議成立手続の一部を構成すると解すべきであり、したがって、会社による委任状勧誘規制違反はそれ自体が決議取消事由になると解すべきである。このように委任状勧誘規制違反の効果を会社法と連携させることにより委任状勧誘規制の実効性を確保することができ、また、決議取消を請求する者は、会社が委任状勧誘規制に違反した事実のみを主張・立証すればよく、委任状勧誘規制に違反した場合の事後的救

---

を回復することができない損害と捉えている。太田・前掲注（18）252頁～253頁。弥永教授はこれらの立場を批判した上で、委任状勧誘規制に違反することが、企業の評判を損い、企業の業績低下や株価の低下につながるおそれが高いこと、あるいは、証券取引所による処分を誘発する可能性が十分にあることが、回復することのできない損害が生ずるおそれにあたると主張する。弥永真生『会社法の実践トピックス24』158頁（日本評論社、2009）

(20) 大隅健一郎「株主権にもとづく仮処分」吉川大二郎博士還暦記念『保全処分の体系下巻』661頁～665頁（法律文化社、1966）、龍田・前掲注（7）34頁～35頁、渋谷・前掲注（8）248頁、今井・前掲注（4）218頁～219頁、太田・前掲注（13）37頁～38頁、太田・前掲注（18）250頁～254頁参照。

(21) 龍田・前掲注（7）35頁、渋谷・前掲注（8）248頁、今井・前掲注（4）219頁～220頁、太田・前掲注（13）37頁～38頁、太田・前掲注（18）250頁～254頁参照。委任状勧誘規制を理由としてではないが、一般論としてこれらの仮処分が可能なことにつき、大隅・前掲注（20）650頁、660頁、664頁参照。株主総会開催禁止の仮処分および株主総会決議禁止の仮処分の詳細については、中島弘雅「株主総会をめぐる仮処分」中野貞一郎ほか編『民事保全法講座第3巻 仮処分の諸類型』305頁以下（法律文化社、1996）参照。

(22) 金融商品取引法研究会『民事責任規定・エンフォースメント』金融商品取引法研究会研究記録第26号25頁（近藤光男報告）（日本証券経済研究所、2008）

(23) 委任状勧誘規制違反により著しく不公正な決議がなされた場合に決議取消事由になると

済を広く認めることができる。逆に、委任状勧誘規制違反が重大ではなく、かつ決議に影響を及ぼさないと認められる場合には、裁判所が決議取消し請求を裁量棄却(会社法831条2項)することにより、事案に応じた妥当な結論を導くことができる。さらに、(3)で検討するように、書面投票と委任状勧誘が一般株主に対して併用された際に委任状勧誘規制違反が行われた場合の効果を考える上でも上記の結論は妥当すると考えられる。

他方、会社以外の第三者が委任状勧誘規制に違反した場合は、現行法上その事自体が直ちに決議取消事由になると解するのは困難であると思われる<sup>(24)</sup>。確かに、第三者が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘および議決権の代理行使を行うことにより総会決議の公正な成立が妨げられる危険性は会社が委任状勧誘規制に違反する場合と同様であるが、しかし第三者が行う委任状勧誘は、あくまでも第三者と株主との間の関係であり、したがって、「決議の方法」の一部を構成すると言うことはできないからである。また、第三者の委任状勧誘規制違反に対する違法行為差止請求権を会社法上認めることは困難であると言われていることからも<sup>(25)</sup>、第三者による委任状の勧誘段階を総会決議の一部を構成すると解釈するの

---

の立場では、著しく不公正な決議がなされたことの主張・立証は原告が行わなければならない、その分原告に不利になると思われる。今井・前掲注(4) 39頁~40頁、90頁、222頁、224頁

(24) 渋谷・前掲注(8) 251頁

(25) 太田・前掲注(13) 38頁~39頁、太田・前掲注(18) 255頁~256頁。ただし、次のように現行法の解釈として第三者による委任状勧誘規制違反に対する株主による差止め請求権行使の可能性を探る見解も存在する。すなわち、取締役以外の者が無権限で総会を招集する場合に、商法272条(会社法360条)の類推適用により株主に差止請求および同請求権を被保全権利とする総会開催停止の仮処分の請求を認める見解が存在するが(大隅・前掲注(20) 661頁、大隅健一郎編『株主総会』530頁~531頁(商事法務研究会、1969))、この立場を前提とすると、第三者が委任状勧誘規制違反による議決権代理行使の勧誘を行う場合についても同様に株主は商法272条(会社法360条)の精神を類推することにより、委任状勧誘行為および当該勧誘による議決権の代理行使の差止が認められると解する余地もあることになる。そして、このような第三者に対する差止請求が認められるとするならば、株主はさらに会社を債務者として、当該委任状による議決権の代理行使の禁止および総会開催禁止の仮処分を申し立てることも許されることとなる。ただし、この場合の差止請求の判決の効力が当然に会社に及ぶと解することについては疑問があることから、そこで会社に判決の効力が及ばないとすると、本案の当事者でなく判決の効力を受けない者が当該仮処分の債務者になることとなる。そこで次に、そのような仮処分が訴訟法上許されるかどうかが問題となる。この点について、一般に仮の地位を定める仮処分にあつては、仮処分の当事者は必ずしも本案訴訟の当事者と一致することを要しないとの立場があり(菊井維大『保全訴訟』61頁(日本評論社、1939))、この立場に立てば、第三者の委任状勧誘規制違反を理由とする訴えであっても、これに基づいて議決権代理行使の禁止および総会開催禁止の仮処分を求めることも可能とな

は無理があるように思われる。

ただし、第三者が委任状勧誘規制に違反して議決権の代理行使をしようとしていることを会社を知っている場合には、会社はそのような第三者に議決権の代理行使をさせない義務を負っていると解すべきであるから、第三者が委任状勧誘規制に違反して議決権の代理行使を行うことにつき会社<sup>(26)</sup>に悪意または重過失があるために、議決権の代理行使を認めたことにつき免責されないような場合には、決議の方法が法令に違反する場合に該当し、決議取消事由になると解すべきである<sup>(27)</sup>。また、会社がこのような事情を知らない場合であっても、第三者が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘および議決権の代理行使を行い、その結果、総会決議が著しく不公正に成立したと認められる場合には、決議取消事由になると解すべきである<sup>(28)</sup>。

### （３） 書面投票制度と委任状勧誘が併用された場合における委任状勧誘規制違反

次に、書面投票制度に違反した場合の効果とのバランスを考慮しながら、委任状勧誘規制違反の効果について検討する。議決権を有する株主が1000名以上の会社には、上場会社が議決権を有する全ての株主に対し委任状勧誘を行う場合を除き（会社法298条2項但書・325条、会社規則64条・95条2号）、書面投票制度の採用が会社法上強制されている（会社法298条2項本文）。よって、書面投票制度採用会社がその株主に対して行う議決権行使書および参考書類の送付は株主総会招集手続および決議の方法の一部を構成し、したがって、これらが送付されない場合、またはその様式や記載事項に不備または虚偽記載がある場合には、当然に総会決議の方法を定める法令に違反することとなり、決議取消事由となる<sup>(29)</sup>。また、書面投票制度に代えて議決権を有する全ての株主に委任状勧誘を行い、その際に委任状勧誘規制に違反した場合も、同様に決議取消事由となると解されている<sup>(30)</sup>。

---

る。以上につき、今井・前掲注（４）220頁～221頁参照。

(26) この場合の悪意・重過失とは、手形法40条3項における悪意・重過失の解釈と同様、立証手段の存在につき悪意であるかまたは容易に立証しうるにもかかわらず議決権の代理行使を拒まなかった場合と解される。渋谷・前掲注（８）252頁

(27) 渋谷・前掲注（８）251頁～252頁、証券取引法研究会「委任状勧誘に関する実務上の諸問題—委任状争奪戦（proxy fight）の文脈を中心に—」証券取引法研究会研究記録第10号50頁〔森本滋発言〕（2005）

(28) 今井・前掲注（４）227頁、証券取引法研究会・前掲注（27）49頁〔森本滋発言〕

(29) 前田重行『株主総会制度の研究』95頁～96頁（1997）、森本滋「書面投票の制度的意義と機能」上柳克郎先生古稀記念『商事法の解釈と展望』120頁（有斐閣、1984）、証券取引法研究会・前掲注（27）49頁〔前田雅弘発言〕

(30) 江頭憲治郎『株式会社法』317頁（有斐閣、第二版、2008）、松山・前掲注（12）241頁

以上を前提に、本件のように、書面投票制度採用会社が重ねて委任状勧誘を行い、その際に委任状勧誘規制に違反した場合について、決議取消事由に該当するか否かが問題となる。

書面投票制度採用会社が重ねて委任状勧誘を行う場合には、委任状勧誘にかかる参考書類の記載を参照して書面投票により議決権行使を行う株主もいると考えられる。委任状勧誘規制違反それ自体は決議取消事由に該当しないと解する立場では、このような場合であっても、決議取消事由にあたらぬことになってしまう。また、書面投票制度採用会社が議決権を有する全ての株主に対し重ねて委任状勧誘を行う場合に委任状勧誘規制に違反したとしても、その事自体は決議取消事由に該当しないことになってしまう。このような結論は、書面投票制度のみを利用して書面投票規制に違反した場合、および書面投票に代えて全株主に委任状勧誘を行い、その際に委任状勧誘規制に違反した場合の効果と比べ、著しく不均衡であると思われる。

書面投票規制違反が決議取消事由となり、他方、会社による委任状勧誘規制違反が決議取消事由にあたらぬと解する場合、会社は違反の効果が軽い委任状勧誘を選択するようになり、その結果、書面投票制度が空洞化してしまうとの指摘が書面投票制度導入時からすでになされていた<sup>(34)</sup>。そこで、両者とも株主の意思を総会決議に容易に反映させるための制度であるから、両者の法的構成もなるべく共通化し、委任状勧誘制度も総会決議の成立過程の一部を構成すると解すべきであると主張された。書面投票制度に代えて議決権を有する全ての株主に委任状勧

～242頁、田中亘「委任状勧誘戦に関する法律問題」金判1300号7頁（2008）

- (31) 従来は、書面投票制度採用会社が重ねて委任状勧誘を行うことは、議事運営の便宜のために一部の株主に対して行う場合を除き、許されないと解されていた。株主を混乱させるとの理由による。稲葉威雄『改正会社法』170頁（金融財政事情研究会、1982）、商事法務研究会編『新訂第三版株主総会ハンドブック』73頁～74頁（商事法務研究会、2000）。しかし、ここでいう「許されない」とは訓示的な意味であり、書面投票制度採用会社が重ねて委任状勧誘を行った場合であっても、当該委任状勧誘が無効となるわけではない。また、近時においては、委任状と書面投票制度に基づく議決権行使書との関係を明示して行う限り株主を混乱させることにはならないことを理由に、書面投票制度と委任状勧誘の併用は可能であると主張されている。太田・前掲注（13）34頁～35頁、太田・前掲注（18）245頁。
- (32) 書面投票制度採用会社が全株主に委任状勧誘を重ねて行うことも、現行法上可能であると解されている。森本滋ほか「座談会 会社法への実務対応に伴う問題点の検討—全面適用下の株主総会で提起された問題を中心に—」商事1807号25頁〔岩原伸作発言〕（2007）
- (33) また逆に、株主が虚偽記載等のある書面投票にかかる参考書類を参照して委任状を送付する場合も想定することができる。この場合、書面投票制度違反の効果が委任状勧誘の効力にまで及ぶかどうか問題になるとと思われる。
- (34) 前田・前掲注（29）96頁

誘を行う場合の委任状勧誘規制違反が決議取消事由となるとの見解は、書面投票制度の空洞化を防止する上でも重要である。

以上の議論は、会社が書面投票のみを用いる場合および書面投票に代えて議決権を有する全ての株主に対し委任状勧誘を行う場合と、書面投票および委任状勧誘を併用する場合とで違反の効果に差が生じる場合にも、同様に当てはまると思われる。そこで、両者が併用された場合に違反の効果に不均衡が生じないように、会社による委任状勧誘規制違反は決議取消事由になると解すべきである。書面投票制度と一般株主に対する委任状勧誘の併用は主として委任状争奪戦の場面で行われると想定されていることから<sup>(36)</sup>、このような解釈は妥当であると思われる。

#### （４）効力規定としての委任状勧誘規制

第三に、近時において委任状勧誘規制は会社法と金融商品取引法が交錯する分野の一つとして、そのあり方が論じられている。これらの議論の背景では、会社法と金商法を一体として把握し、大規模公開会社法制のあり方を論じるべきであると有力に主張されている<sup>(38)</sup>。このような状況においてはもはや商法・証券取引法峻別論を前提に委任状勧誘規制違反の効果を論ずるのではなく、同規制の目的および内容に照らして、その効果を考えるべきであろう<sup>(39)</sup>。そして、委任状勧誘規制は総会決議の公正な成立確保を目的とし、株主提案権（会社法303条～305条）、書面投票制度（会社法298条2項）、議決権の代理行使（会社法310条）等と同様に総会決議の成立過程を構成すると評価できることから、委任状勧誘規制は効力規定と解すべきであり、したがって、委任状勧誘規制は総会決議の方法を規定する法令に該当し、会社による委任状勧誘規制違反それ自体が決議取消事由になると解すべきである。

(35) 同96頁～97頁

(36) 三浦ほか・前掲注(12) 123頁～126頁

(37) 上村・前掲注(10) 56頁、156頁、神田ほか・前掲注(14) 20頁〔神田秀樹発言〕、松尾・前掲注(14) 25頁、江頭・前掲注(14) 124頁～125頁

(38) 上村・前掲注(10) 83頁、神田秀樹ほか「座談会 会社法と金融商品取引法の交錯と今後の課題〔上〕〔中〕」1821号8頁、1822号4頁(2008)、神田ほか・前掲注(14) 13頁、松尾・前掲注(14) 24頁～26頁

(39) 龍田・前掲注(7) 8頁

(40) 龍田・前掲注(7) 8頁～9頁。また、わが国の委任状勧誘制度は連邦会社法を有しない米国特有の法制度に倣い証券取引法上に規定されたものであり、会社法上に委任状勧誘規定を設けても全く問題なかったと言われている。浜田・前掲注(8) 249頁～250頁、上村・前掲注(10) 56頁、156頁

(41) 龍田・前掲注(7) 8頁

## (5) 結 論

以上から、委任状勧誘規制は総会決議の方法を規定する法令に該当し、会社による委任状勧誘府令違反それ自体が総会決議取消事由に該当すると解すべきである。このように解した場合であっても、裁判所が柔軟に裁量棄却（会社法831条2項）を行うことにより、各事案の特性に応じた妥当な結論を導くことができると考えられる<sup>(42)</sup>。

### 3 本件総会決議は著しく不公正な決議方法によるものか否か

#### (1) 所定参考書類の不交付について

本件において裁判所は、本件委任状勧誘に際し所定の参考書類が株主に交付されなかった点は代理行使勧誘内閣府令1条1項に違反するとしつつも、① Y 側勧誘者から口頭で勧誘を受けた株主については、Y 側勧誘者からの口頭での説明により勧誘者が Y または Y の意向を受けた者であることを理解していたと推認できること、および②委任状の送付を受けた株主については、本件委任状の勧誘に至る経緯および X の提案に反対する旨の株主総会参考書類の記載から、Y 希望株主が Y の意向を受けた者であることを承知して議決権の代理行使を委任したものと推認できることを理由に、Y 側勧誘者による所定の参考書類の交付がなされていなくても、議決権の代理行使の委任の可否を判断するための情報開示が欠けていたと言うことはできないと判示した。

本件では委任状勧誘にかかる参考書類の交付はなされなかったものの、書面投票にかかる参考書類が総会招集通知と共に株主に交付されていた。そして委任状勧誘にかかる参考書類と書面投票にかかる参考書類の記載事項はほぼ同一であることから（勧誘府令2条~20条、会社規則74条~92条<sup>(43)</sup>、勧誘主体に関する情報（勧誘府令1条1項）を除き、委任状勧誘に際して要求される参考書類の記載事項と同じ情報が当該株主に提供されていた。それらの参考書類の記載情報と、Y 側勧誘者からの口頭での説明、および委任状が送付された経緯から、株主は勧誘主体が誰であるか容易に知ることができたと評価できるであろう。したがって、議決権の代理行使の委任の可否を判断するための情報開示が欠けていたということとはできないとの裁判所の判断は妥当である。

また、本件では、本件委任状勧誘がなされた経緯から、裁判所が勧誘の態様および経緯を詳細に認定しなくとも同様の結論を示せたのではないかと指摘もなされていることから<sup>(44)</sup>、たとえ本件において委任状勧誘にかかる参考書類が株主に

(42) 龍田・前掲注(7)36頁

(43) 一松句「委任状勧誘制度の整備の概要」商事1662号57頁(2003)

(44) 酒井太郎「判批」判時1934号207頁(2006)



重ねて交付されていたとしても、特に新たな情報を提供することにはならなかったと思われる。本件においてYが委任状勧誘にかかる参考書類を交付しなかったのは、Yはすでに書面投票にかかる参考書類を株主に交付していたことから、重ねて委任状勧誘にかかる参考書類を交付する必要はないと考えたからであるとも推測できる。このような事情からも、Yが代理行使勧誘内閣府令1条1項に違反したことによる瑕疵は軽微であったと評価することができるであろう。

ただし、本件のように、参考書類の交付に代えて勧誘者が株主へ個別訪問する方法により情報提供を行う場合は、自己の提案に賛成するよう、勧誘者が株主に対し不当な圧力をかける危険性がある<sup>(45)</sup>。そのような不当な圧力行使が認められる場合は、たとえ株主に対し十分な情報提供がなされた場合であっても、株主の意思に基づく議決権の代理行使の委任とは言えないであろう。そのような場合は総会議決の方法が著しく不正な場合に該当し、決議取消事由になると解すべきである。本件ではそのような事情は特に問題とされていないが、口頭による情報提供にはそのようなリスクがあることは認識されるべきである。

## （2）委任状における議案ごとの賛否欄の不記載について

次に、本件において裁判所は、本件委任状の用紙に株主が賛否を記載する欄が設けられていなかった点について、代理行使勧誘内閣府令10条に違反するとしつつも、①総会招集通知と共にY株主全員に対して送付された議決権行使書には賛否を記載する欄が設けられており、委任状と議決権行使書の双方を返送した株主分については、株主2名分を除き、当該議決権行使書に記載された議案ごとの賛否の表示に従って議決権の代理行使がなされたこと、②委任状と別途又は同時に議案ごとの賛否の表示のない議決権行使書の送付を受けた株主分についても、議決権行使書の賛否の表示がない場合の取扱いに関する文言に従い議決権行使がなされたことから、本件委任状の用紙に議案ごとに賛否を記載する欄が設けられていなかったとしても、議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったと言うことはできないと判示した。

本件の特徴は、議決権行使書の賛否の記載が本件委任状用紙の賛否の記載欄の不備を補っていると裁判所が判断し、Y側が委任状の用紙と一緒に議決権行使書の送付を受けたことが結果的に功を奏した形となった点である<sup>(46)</sup>。この点に対しては、議決権行使書による議決権行使は、株主が株主総会に出席しない場合に初めてその効力を生ずるのであるから（会社法298条1項3号）、株主が会社に対し

(45) 新山雄三「判批」判タ1258号57頁（2008）

(46) 大塚和成「判批」銀行法務21 660号44頁（2006）

て議決権行使書を返送するのと同時に委任状も返送した場合は、当該株主は株主総会に代理人を通じて出席することとなり、議決権行使書による賛否の意思表示<sup>(47)</sup>は撤回されたことになるのではないかとの疑問が提起されている。

原則としては、議決権の代理行使の委任を受けた代理人が株主総会<sup>(48)</sup>に出席することにより、書面投票による意思表示は撤回されたと見るべきであるが、しかし、委任状争奪戦においては実務上、議決権行使書および委任状の双方を返送する株主が非常に多いことから<sup>(49)</sup>、本件のような場合に、形式的に書面投票による意思表示は撤回されたものと扱われると不当な結論に至るおそれがある。仮に、本件で X の主張通り、議決権行使書による意思表示は撤回されたものと判断された場合、賛否の記載のない委任状により議決権の代理行使が行われたこととなり、しかもその割合は議決権を有する株主の 17.9% にのぼることから、裁判所は、本件総会決議は著しく不公正な方法により行われたものと結論付けざるを得なかったと思われる。その場合は、第 5 号議案のみならず第 1 号議案から第 4 号議案に関する決議も瑕疵を帯び、決議取消の対象となる。このような結論が不当であることは明白であろう。そこで、どのような法律構成で説明するかは困難な問題であるが<sup>(50)</sup>、会社の委任状勧誘に応じて議決権行使書と委任状の両者が返送された場合は、事案の特性に応じて両者の関係を考えるべきであろう。

本件のように、会社の勧誘に応じて議決権行使書および委任状の双方が会社に返送され、委任状の用紙に賛否の記載欄が設けられていなかった場合に、代理人が議決権行使書の賛否の記載に基づき議決権行使を行う方法は、本件株主の意思を反映させる最善の方法であったと思われる。よって、本件委任状の用紙の不備により議案ごとの株主の意思が議決権の代理行使に反映されていなかったということはできないとした裁判所の判断は妥当である。また、このように判断することにより、本件で議決権の代理行使が必ずしも議案ごとの株主の意思に基づいていたということができないものは、委任状のみを送付した株主分および議決権行使書の賛否の表示とは異なる議決権の代理行使がなされた株主に限定することができ、そして、これらの株主分はわずかであり、本件各決議の成否に影響を及

(47) 酒井・前掲注 (44) 207頁

(48) 太田・前掲注 (13) 39頁～40頁、松山・前掲注 (12) 98頁～99頁、108頁～109頁

(49) 西本・前掲注 (15) 152頁

(50) 酒井准教授はこの点について、「むしろ本件では、代理行使勧誘府令違反の事実に関わらず代理権授与は有効であって、賛否の記載欄のない委任状用紙が使用された結果、Y 側代理人に対して本件株主総会の議決権行使にかかる包括的な代理権授与がなされ、これに基づいて議決権代理行使がなされたものと見るべきではなかったかと思われる。」と指摘されている。酒井・前掲注 (44) 207頁

ばさないと結論付けることができたのである。

### （3） 結論の妥当性

以上から、議決権の代理行使が必ずしも議案ごとの株主の意思に基づいていたということができない株主分の議決権数は828個と僅かであり、また本件瑕疵は軽微であると評価できることから、本件瑕疵は本件各決議の公正な成立を妨げるものとは言えないであろう。よって、総会決議の方法が著しく不公正な場合に該当しないとした裁判所の判断は妥当である。また、会社による委任状勧誘規制違反それ自体が決議取消事由になると解する場合であっても、本件瑕疵は重大ではなく、かつ決議に影響を及ぼさないと評価できることから、本件決議取消し請求は裁量棄却されるべきであったと考えられる。

なお、本判決が、本件瑕疵が各決議の成否に影響を及ぼさないと理由に本件決議の方法に著しい不公正があるとはいえないと判示している部分に対しては、たとえ瑕疵が決議の成否に影響を及ぼさない場合であっても、当該瑕疵により決議の公正な成立が妨げられる場合もあり、本判決は両者を混同しているとの批判がなされている<sup>(51)</sup>。

---

(51) 佐藤智晶「判批」ジュリ1329号118頁（2007）